

三芳町立三芳小学校
いじめ防止基本方針

令和5年4月
三芳町立三芳小学校

目次

はじめに.....	1
第1 三芳小学校基本方針の策定.....	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置.....	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	2
（3）本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画.....	8
2 重大事態への対処.....	10
（1）三芳町教育委員会又は本校による調査.....	10
（2）重大事態への対処の流れ.....	14
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	13

はじめに

本校では、児童理解、基本的生活習慣の確立、家庭との連携、共通理解・共通行動に重点を置き、生徒指導に取り組んでいる。児童一人一人を大切に、充実した学校生活を送れるよう指導していく中で、児童の健全な成長を促し、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指している。「三芳小の学習のきまり」、「三芳小のよい子のルール」「生徒指導に係る共通理解事項」を定め、統一的に指導するとともに、生徒指導委員会（毎月開催）、生徒指導職集（毎週開催）を開き、情報交換をするとともに、諸問題に対し組織的に対応ができるよう指導体制を整えている。いじめに関しては、普段から全教職員で児童の言動に注意を払うとともに、年間10回のアンケートを実施し、早期発見に努めている。また、問題を把握した際には、校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年主任を中心にチームを構築し、早期対応を心がけている。

三芳町立三芳小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「三芳小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 三芳小学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

三芳小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、三芳小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「三芳小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」）を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任等が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請する。

② 役割

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

③ 開催

・月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教員の資質向上のための取組

○グループエンカウンターやソーシャルスキルの研修会を実施する。

○夏季休業中に、生徒指導・教育相談の研修会を実施する。

(イ) いじめを生まない学校・学級づくりのための取組

- みよしっ子遊び（毎月1回）、わいわい集会（9月中旬）といった縦割り活動を実施する。
- 朝の「学級の時間」等を活用し、全学級でソーシャルスキルトレーニングを行う。
- 11月に児童会が中心となり、いじめ「0」（ゼロ）運動を実施する。児童は、6月と11月に行動宣言を行う。
- 三芳中学校区小中一貫教育におけるあいさつ運動を実施する。
- 人権作文に取り組み、人権意識の高揚を図る。
- 人権週間（12月4日から10日）に合わせ、人権に関する授業を実施する。

(ウ) 保護者同士のネットワークづくり

- 学校だよりを通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- 本校で組織している「学校応援団」とも連携し、いじめの防止等のための保護者や地域の役割についての啓発を図る。
- 3～6年生で親子合同の非行防止教室を計画的に実施する。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 5年生とその保護者を対象にネット問題について年1回、講演会を実施する。
- 学級懇談会の話題に取り上げ、保護者の意識啓発に力を入れる。
- 「三芳小の携帯電話・スマートフォンのルール」、「インターネット利用は慎重に！」をもとに、統一的に指導する。
- 月に1回、全学年で「インターネットモラル」の授業を実施し、発達段階に応じた正しいインターネットの使い方について理解を深めさせる。

② 早期発見

本校は、全職員が、児童のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないように、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 「なかよしアンケート」を学期に1回（7月、11月、2月）と、「生活アンケート」を5月、6月、9月、10月、12月、1月、3月に行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- スクールカウンセラーやすこやか相談員との連携を図り、児童や保護者が安心してできる学校づくりを目指す。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てること等は、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

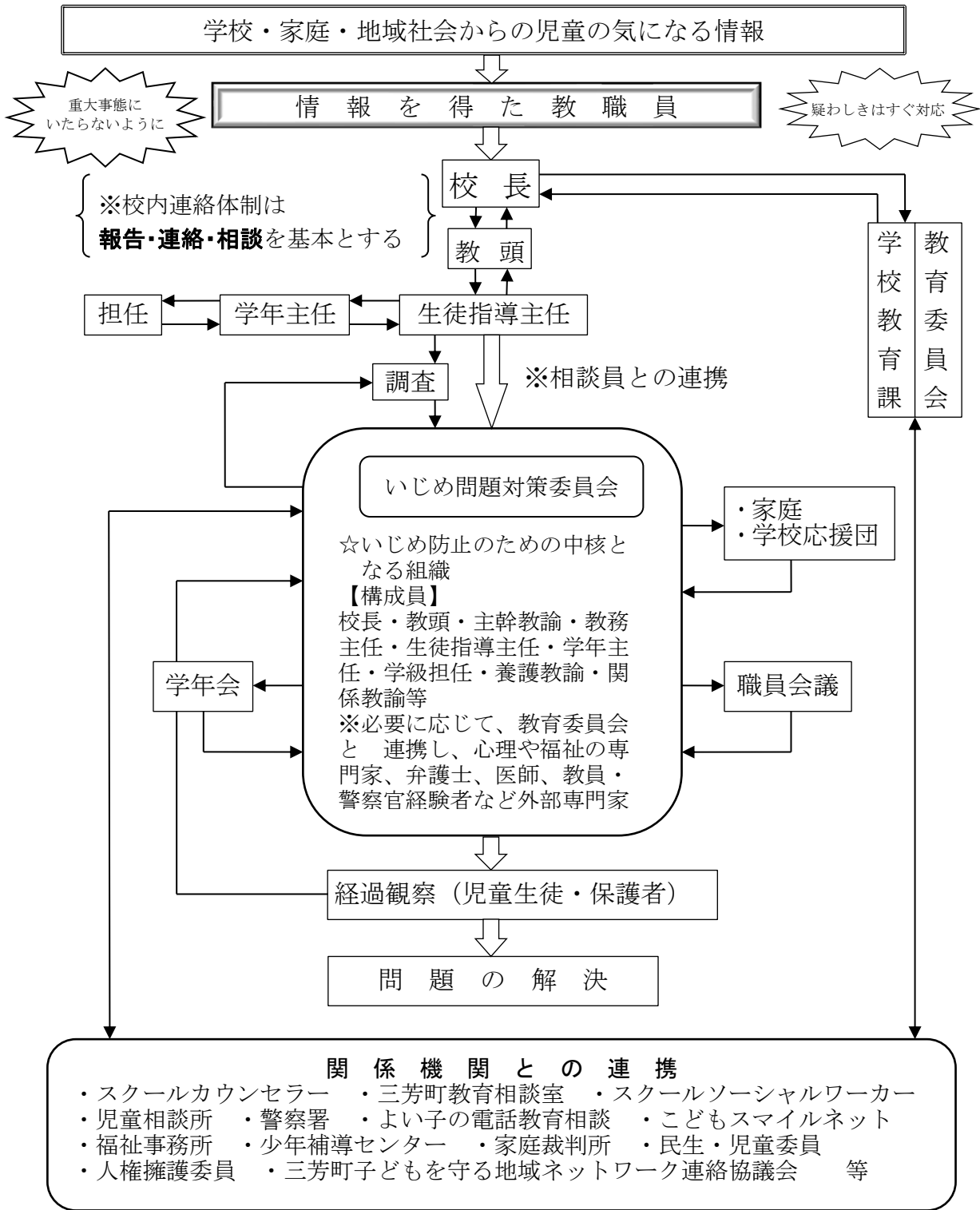
本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 三芳町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

(ク) いじめの情報を得た場合には、三芳小学校いじめ対応マニュアルのように対応する。

三芳小学校いじめ対応マニュアル(全体図)



☆いじめ問題対応の手順

① 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童、保護者からの訴え ・各種アンケートの回答 ・周囲児童からの報告 ・いじめ発見チェックポイント (I' s P34・35) ・教職員の気づき、報告 ・地域からの情報 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>☆「疑わしきはすぐ対応」「報告・連絡・相談」 ☆当該児童の立場に立って対応する。 ☆当該児童、保護者から訴えがあった場合は、日頃の人間関係を含め、再度よく聞く。</p> </div>				
② 一次対応	<p>当該児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の聞き取り ・安全確保 ・心のケア 	<p>相手児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の聞き取り 	<p>関係児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の聞き取り 	<p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係、対応の途中経過の報告 ・協力要請 	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会にて指導方針の協議 ・聞き取り内容についての情報共有と事実確認 ・必要に応じて、教育委員会、関係機関との連携
③ 協議	<ul style="list-style-type: none"> ・一次対応での聞き取りをもとに「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握し、指導、支援の方針を検討する。 				
④ 二次対応	<p>継続的な観察、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア 	<p>継続的な指導、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア 	<p>継続的な指導、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア 	<p>取り組みの経過報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連絡 ・情報交換 	<p>共感的人間関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に係る指導の充実 ・定期的なアンケート実施 ・ケアウォーク
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>☆「継続的な支援・指導・対応」 ☆学級・学年集団の育成に係る指導の充実 ☆児童を見守る校内体制づくり</p> </div>					

聞き取りシート①

記入日 年 月 日

【 年 組 】

記入者

①いつ	※日付ごとにシートを換えること
②どこで	
③だれが	
④何をした	

⑤詳細

～図示～

	相手が言ったこと・したこと	自分が言ったこと・したこと	自分が思ったこと・感じたこと
1			
2			

聞き取りシート②

記入日 年 月 日

【 年 組 】

記入者

◎時系列に沿って、

①言ったこと ②したこと ③そのときの気持ち ④理由
を具体的に詳しく聞き取り記入していくこと。

	日時 場所	出来 事	当該児童 【 】	相手児童 【 】	相手児童 【 】	相手児童 【 】
1						
2						

(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

	活 動 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新年度学校基本方針」策定 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回児童対象、「生活アンケート」調査 ・いじめ防止に関する校長講話 ・人権作文 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回児童対象、「生活アンケート」調査 ・第 1 回「いじめ 0 行動宣言」実施及び掲示 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討 ・第 1 回児童対象、「なかよしアンケート」調査 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導、教育相談に係る校内研修会の実施
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回児童対象、「生活アンケート」調査 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回児童対象、「生活アンケート」調査 ・人権教育に関する授業の保護者公開 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回「いじめ 0 行動宣言」実施（児童会との連携） ・第 2 回児童対象、「なかよしアンケート」調査 ・人権に関する校長講話 ・5 年生とその保護者を対象にネット問題についての講演会 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回児童対象、「生活アンケート」調査 ・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回児童対象、「生活アンケート」調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回児童対象、「なかよしアンケート」調査 ・心と行動に関する校長講話 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有 ・学級の時間を活用したソーシャルスキルトレーニング
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 ・生徒指導職集、生徒指導委員会、いじめ問題対策委員会での情報共有

2 重大事態への対処

(1) 三芳町教育委員会又は本校による調査

① 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

ウ その他の場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実

施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や

福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖(後追い)の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New Is」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

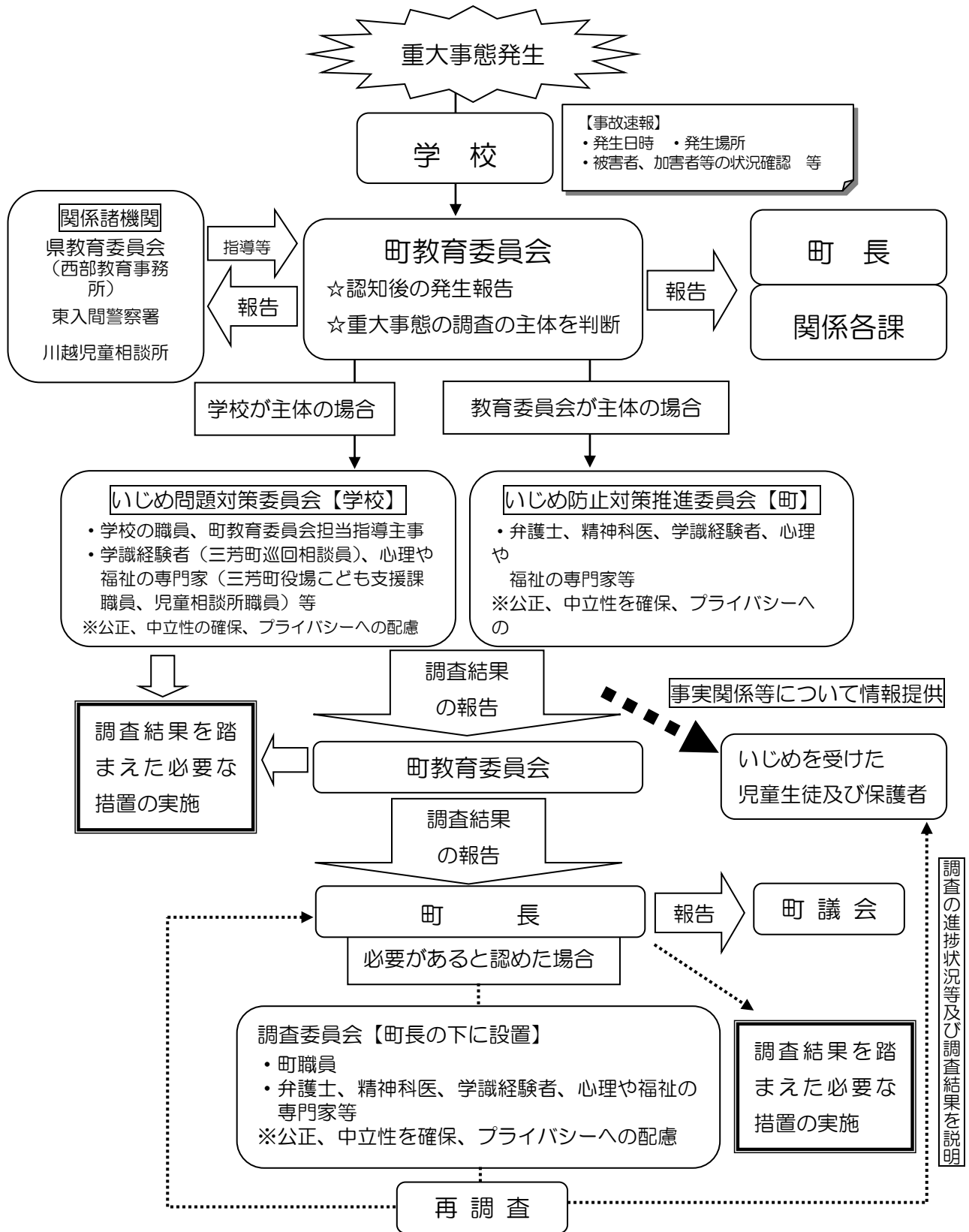
また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

(2) 重大事態への対処の流れ



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、三芳小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、三芳小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。